

給与支払報告書の提出は、1月31日（水）までです。

※なるべく1月24日までに提出いただきますようご協力をお願いします。

令和6年度 住民税特別徴収

給与支払報告書の提出について

特別徴収の徹底について

千葉県及び県内全市町村では、法令遵守と納税者の利便性向上の観点から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しております。地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、個人住民税の特別徴収を行う義務がありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、一定の要件に該当する場合は、普通徴収が認められる場合がありますので、詳しくは、「7. 普通徴収切替理由の記入について」をご覧ください。

1. 提出先

給与受給者の令和6年1月1日現在（令和5年中に退職した方は、退職した日）居住する各市区町村長あてに、提出してください。令和5年中に我孫子市在住の従業員の方へ給与の支払がない場合は、提出不要です。

2. 提出するもの

- 給与支払報告書（総括表）※普通徴収切替理由欄は総括表下部にあります。
 - 給与支払報告書（個人別明細書）
- ※ 「給与支払報告書」は該当の市区町村長あてに、「源泉徴収票」は本人に交付してください。
- ※ 支払金額が法人役員150万円、一般の受給者500万円を超える方等については、一枚目がオレンジ刷の個人別明細書を使用してください。
- ※ 令和4年分から「給与支払報告書（総括表）（個人別明細書）」は、1枚のみ（正本のみ）の提出となりました。

3. 提出方法

右記の図のように綴って提出してください。

また、12月上旬に市から総括表が届いた際には独自の総括表を使用する場合でも、本市から送付した総括表を必ず添付して提出してください。ただし、eLTAXによる提出の場合には、郵送の必要はありません。

- ※ 総括表の「本市報告人員内訳」に記入した人数と個人別明細書の枚数が一致することを確認して、提出をお願いします。
- ※ 給与支払報告書の提出が遅れると、当初の課税に間に合わないことがあります。



4. 給与支払報告書（総括表）の記入について

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)

追加 令和6年1月24日 提出 特別徴収義務者指定番号 51010298

訂正 長あて

個人番号又は法人番号を必ず記入してください。

1月31日(水)までに提出し、送付先を別途設けたい場合は、送付先住所を併せて記入してください。

指定番号をお持ちの場合は、記入してください。

期間	5年1月分から12月分まで	提出区分	年間分	退職者分
個人番号 法人番号 変更番号	9000020122220	給与支払の方法及び期日	各月25日	
支払者(フリガナ)	チバケンアビコシアビコ	事業種目その他必要な事項	行政サービス	
所在地(住所)	千葉県我孫子市我孫子1858番地	提出先数	30	
支払者(フリガナ)	アビコシヤクシヨ	受給者総人員	500人	
名称(氏名)	我孫子市役所	特別徴収(給与天引き)	60人	
代表者の職氏名	我孫子 太朗	普通徴収切替理由欄の合計	5人	
経理責任者氏名	我孫子	合計	65人	
連絡者の係及び氏名並びに電話番号	経理係 氏名 我孫子 電話 04-7185-1111 内線	納入書要・不要		
会計事務所等の名称及び電話番号	我孫子会計事務所 電話 04-7185-1136			

※普通徴収とする場合は 我孫子市在住者ではなく、令和5年中に給与支払のあった従業員の総数を記入してください。

「要」となっている場合は、税額決定通知書とともに納税額が印字された納入書を送付します。

退職等により令和6年度特別徴収できない人数を記入してください。記入の際には、この総括表の下部にある、普通徴収切替理由欄を記入し、合計(普A～普F)人数と一致しているか確認してください。

5. eLTAX及び光ディスクでの提出について

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が **100枚以上(改正前:1,000枚以上)** であるときには、eLTAX又は光ディスクにより提出する必要があります。

eLTAXを利用して、普通徴収の給与支払報告書を提出される場合は、「普通徴収」にチェックを入力し(CSVデータの場合は、普通徴収欄に1を入力)、給与支払報告書の摘要欄に切替理由の符号(普A～普F)もしくは、理由(給与が不定期など)を入力していただければ、普通徴収切替理由欄の記入は不要です。

また、光ディスクを利用する場合は、総括表の下部にある普通徴収切替理由欄を記入して同封してください。

どちらの場合も、普通徴収切替理由が明確に判断できない場合は、特別徴収となりますので、ご注意ください。

eLTAXのご利用に際して、不明な点などがございましたら、地方税ポータルシステムをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、光ディスクを利用する場合で、電子税額通知を格納するための媒体の提出がない場合、税額決定通知書は書面での送付となりますので、ご了承ください。

6. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

- 詳しくは、税務署で配布している「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と手引」をご覧ください。
- 普通徴収として扱う方がいる場合は、摘要欄に「7. 普通徴収切替理由の記入について」の該当する普通徴収切替理由の符号（普A、普Bなど）もしくは、理由（給与が不定期など）を記入してください。
- 「普F」にあたる退職予定者の場合は、退職予定日も併せて記入してください。

令和6年1月1日現在の住所(退職者は退職時の住所)又は居所を記入し(給与支払報告書提出時の住所ではありません)、該当の市区町村に提出してください。

個人番号を必ず記入してください。

支払を受ける者住所
我孫子市我孫子1858番地
住民登録地:〇〇県××市△△

フリガナも正確に漏れなく記入してください。婚姻等により事業所内で旧姓や通名を使用している場合も、住民登録上の氏名を記入してください。

単身赴任等で住民登録地は別の市区町村だが、我孫子市に居住しており、我孫子市での課税を希望する場合は、我孫子市の住所と令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

前職分給与が2箇所以上ある場合は、各前職分の情報を記入してください。

該当する保険の支払がある場合は、各支払金額を忘れず記入してください。

住民税「住宅借入金等特別控除」適用の判定に使用しますので、該当がある場合は必ず記入してください。住宅借入金等特別控除区分の欄について、適用の受けている住宅借入金等特別控除の区分を記入し、住宅の取得等が特定取得に該当する場合には「(特)」、特別特定取得に該当する場合には「(特特)」を併せて記入してください。
※記入に不足がある場合は、住民税への「住宅借入金等特別控除」の適用ができません。

平成20年1月2日以降生まれの方が対象となります。16歳未満の扶養親族は所得控除額はありますが、該当親族がいる場合は「16歳未満の扶養親族」欄に対象者の氏名等を記入してください。住民税非課税基準の判定や、各種行政サービスを受ける際に必要となる場合があります。

給与支払報告書個人別明細書

支払を受ける者住所	我孫子市我孫子1858番地	個人番号	900002000030
フリガナ	アビコ タロウ	氏名	我孫子 太郎
種別	住	支払金額	4500000
給与所得控除後の金額	3160000	所得控除の額の合計額	2272364
源泉徴収	0	源泉徴収	0
源泉控除対象配偶者の有無等	○	配偶者(特別)控除の額	380000
控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	1	16歳未満扶養親族の数	2
障害者の数(本人を除く。)	0	社会保険料等の金額	463000
生命保険料の控除額	59364	地震保険料の控除額	30000
住宅借入金等特別控除の額	44350	住宅借入金等特別控除の額	156000
前職1:我孫子会計事務所 R5.6.30退職 支払金額2,000,000円 源泉徴収税額200,000円 社会保険料200,000円		前職2:我孫子商事 R5.1.30退職 支払額500,000円	
新生命保険料の金額	16,832	生命保険料の金額	67,350
介護医療料の金額	12,300	前職年金額	5,226
住宅借入金等特別控除区分(1回目)	1	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	2
住宅借入金等特別控除区分(1回目)	特	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	特
フリガナ	アビコ ケヤキ	氏名	我孫子 けやき
個人番号	900002000033	フリガナ	アビコ ツツジ
氏名	我孫子 つつじ	個人番号	900002000034
フリガナ	アビコ ウナキチ	氏名	我孫子 うなぎ
個人番号	900002000035	フリガナ	アビコ ハジメ
氏名	我孫子 一	個人番号	900002000031
フリガナ	アビコ ジロウ	氏名	我孫子 二郎
個人番号	900002000032	フリガナ	
氏名		個人番号	
配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の名前等を記入してください。		就・退職	○
受給者生年月日	591	元号	昭和3181
個人番号又は法人番号	900002012220	住所(居所)又は所在地	我孫子市我孫子1234番地
氏名又は名称	我孫子市役所	(電話)	04-7185-1111

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

7. 普通徴収切替理由の記入について

- 普通徴収に該当する方がいる場合に記入が必要になります。
- 「普通徴収切替理由」の記入がない場合、原則どおり特別徴収となります。
- 普通徴収を認める基準（下記符号の普A～普F）以外の普通徴収への切替は認められません。
- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）もしくは、理由（給与が不定期など）を記入してください。※eLTAX等の電子媒体で提出する場合も含まれます。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、「3. 提出方法」の図のように、特別徴収分が普通徴収分の上になるようにして提出してください。
- 普Bは、主たる給与から特別徴収となる乙欄該当者などが対象になります。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	3人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が96万5千円以下)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	2人
合計	合計人数が、総括表の特別徴収できない人員の人数と一致することを確認してください。	5人

8. 問い合わせ先及び書類提出先

我孫子市役所 課税課市民税係
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地
TEL : 04-7185-1111 (代表) 市町村コード : 122220